

関西航空機産業プラットフォーム NEXT 関西航空機産業コミュニティ
運営規約

令和4年7月13日
関西航空機産業プラットフォーム NEXT

本規約は、「関西航空機産業プラットフォーム NEXT」（以下、プラットフォーム）のうち、プラットフォームが運営する航空機産業に従事する個人向けの「関西航空機産業コミュニティ」（以下、コミュニティ）の運営に関する事項を定めるものである。

第1章 総則

第1条（コミュニティの目的）

1. プラットフォームが運営するコミュニティは、航空宇宙産業やそれに類する産業に従事する企業・団体等の持続的成長に寄与することを目的とする。

第2条（活動概要）

1. コミュニティでは、目的の達成のために次の活動を行う（順次活動できるものから実施する）。
 - （1）情報提供：行政施策・業界情報等の提供、研究会活動等
 - （2）ビジネス機会の創出：専門家派遣、ビジネス・マッチング事業等
 - （3）会員交流：交流会事業等

第2章 組織

第3条（事務局）

1. プラットフォームのコミュニティに事務局を設置する。事務局はプラットフォームを運営する3団体（経済産業省近畿経済産業局、公益社団法人関西経済連合会、公益財団法人新産業創造研究機構）とする。

第3章 会員の定義、入退会、資格の喪失

第4条（会員の定義）

1. 航空ビジネス分野に新規参入、または既に参入しておりビジネスの維持・拡大を目指す企業・団体等に属する個人であり、次条に従い本規約に同意し入会したものをいう。

第5条（入退会手続き）

1. 入会を希望する個人は、本規約に同意した後、事務局が設置する入会申込書に必要事項を記載、送信することで入会とする（記載内容に不備がある場合を除く）。

2. 退会を希望する個人は、事務局へ申し出て、コミュニティから退会することができる。

第6条（会員資格の喪失）

1. 会員が次の各号に該当する場合、何ら通知勧告を要せず、事務局の判断をもって会員資格を喪失させることができるものとする。
 - (1) 入会時の登録内容が虚偽であることが判明した場合
 - (2) 本規約による秘密保持義務に違反した場合
 - (3) コミュニティ活動の運営を妨害した場合
 - (4) コミュニティまたは他の会員の名誉又は信頼を著しく損なう行為があった場合
 - (5) 会員の破産・民事再生・会社更生・会社整理もしくは特別清算のいずれかの手続き開始の申し立てがあった場合
 - (6) その他、本規約の重大な違反行為があった場合

第4章 会員の義務

第7条（信義誠実の原則）

1. 会員は、コミュニティ活動を円滑に遂行するために、信義誠実の原則をもって努めなければならない。

第8条（秘密保持）

1. 事務局と会員との間での情報共有、また会員相互間で知り得た秘密情報等については守秘すべきものとし、開示当事者からの文書等による事前の承諾なしに、これらを第三者へ開示、漏洩してはならない。ただし、次に掲げるものについて、本条は適用されないものとする。
 - (1) 秘密情報を知得したとき既に公知のもの
 - (2) 秘密情報を知得した者の責によらないで公知となったもの
 - (3) 秘密情報を知得したときに既に保有していたもの
 - (4) 秘密情報に基づかず独自に開発したもの
 - (5) 正当な権限をもつ第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
 - (6) 司法又は行政機関の要請により、開示が必要なもの
2. 本規約に基づくコミュニティ活動を通じて得られた技術情報やアイデア、出版物、レポート、印刷物等に関わる権利及び所有権等（知的財産権含む）を、会員が単独もしくは独断でこれらを他に開示、漏洩してはならない。
3. 前項の権利および所有権等の詳細な取扱いについては、各々の事案ごとにコミュニティの事務局が別途協議して定めるものとする。

付則

制定日：令和4年7月13日

施行日：令和4年7月13日